

令和6年（2024年）第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第2号

日時 令和6年（2024年）6月18日（火曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

8番	狩野 正雄 議員
3番	金子 孝伸 議員
6番	畑 久雄 議員
4番	青砥 敏一 議員
5番	山口 優子 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11人）

1番 佐々木康人議員	2番 黒井 敦志議員	3番 金子 孝伸議員
4番 青砥 敏一議員	5番 山口 優子議員	6番 畑 久雄議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 安藤 幹夫議員
10番 清水 浩徳議員	11番 上嶋 和志議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜井 知己
教育委員会教育長	渡辺 雅人
農業委員会会長	菊池 輝夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松本 新吾
-------	-------

総務課長	武者正人
総務課財政担当課長	高瀬俊一
会計管理者	西垣慎也
総務課主幹（消防署長）	桑折琢也
企画課長	草野礼行
町民課長	高井宏行
子育て支援課長	米澤裕恵
農業振興課長	城石賢一
保健福祉課長	富樫靖
保健福祉課主幹	佐藤裕之
商工観光課長	大西亮一
建設水道課長	大上朋亮
ジオパーク推進課長	萩生田訓考
瓜幕支所長	早川昌映
国民健康保険病院事務長	渡辺弘樹
総務課総務係長	香川雅
総務課財政係長	鎌田弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
学校教育課主幹	天野健治
社会教育課長	平山宏照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川修
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	東原孝博
書記	川瀬直美

○議長(上嶋和志)

これから本日の会議を開きます。

場内が大変暑くなっておりますので、上着は脱いでも構いません。

欠席者の報告を行います。

野村英雄代表監査委員から欠席する届け出がありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1

一般質問

○議長(上嶋和志)

日程1、一般質問を行います。

質問の通告に従い、発言を許します。

8番、狩野正雄議員。

○8番(狩野正雄)

議長の許可をいただきましたので通告に従い、一般質問させていただきます。

標題、森林環境税と植樹推進による地域整備。

森林環境税が6月より徴収が始まるが、この税金は1人年間1,000円を住民税に上乗せして納付すると聞く。また、各自治体にはすでに森林環境譲与税として配分されています。

この新税の仕組みと地域づくりにどのように活用していくのか質問します。

鹿追町はゼロカーボン先行地域の指定を受けておりますが、地球温暖化防止、CO₂削減の課題解決に森林の果たす役割や環境保全の重要性が注目されています。

産業振興、雇用創出、環境教育につながっております。

1、森林環境税の概要(目的と仕組み、年金生活者を含めた納付方法)。

2、本町に配分される森林環境譲与税の活用計画と地域づくりのプラン。

3、地域の景観を守り農業生産を支えてきた耕地防風林の減少や潤いのある生活空間に欠かせない街路樹の伐採、さらには林地を皆伐して砂利原石の採掘が進められておりますが、採掘跡地の植樹等による土地利用の促進が必要と思うが、行政として土地所有者に指導や要請を行う考えは。

4、砂利原石の採掘跡地は太陽光発電施設やいちご栽培ハウスなどに利用されているが、未利用の土地も多くあります。これらの未利用地について、観光振興策として植樹体験(育

樹) のツアーを企画して、全国に発信してはどうか。100 年後の完成を目指し、町民の森として整備することを提案するが、検討する考えは。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは「森林環境税と植樹推進による地域整備」と題しまして、4点御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の「森林環境税の概要」（目的と仕組み、年金生活者を含めた納付方法）についてお答えいたします。

この制度は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、森林整備等のため、必要な費用を国民一人一人が広く等しく負担して森林を支える仕組みであります。

森林環境税は、令和6年度（2024年度）から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税され、その後「森林環境譲与税」として、都道府県、市町村へ譲与されるものです。

納付方法につきましては、特別徴収は7月から、普通徴収は6月から、年金受給者は10月から、それぞれ徴収されることとなっております。

2点目の「本町に配分される森林環境譲与税の活用計画と地域づくりプラン」についてお答えいたします。

森林環境譲与税の活用については、以前より説明をさせていただいており、町のホームページにも毎年掲載しておりますが、300万円～400万円ほどで、令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの譲与額は合計で1,765万円であります。令和元年度（2019年度）からの主な使途として「林業研修施設整備事業補助金」として西十勝森林組合の研修施設整備費用への助成に600万円、山林の調査や補植に約193万円、開町100年記念植樹に約13万円を活用しています。

また、令和6年度（2024年度）以降、年約560万円の譲与が予定されておりますが、活用としては、西十勝森林組合が実施している「みんなの木育広場」の整備費用に300万円、既存事業である「民有林振興事業」の下刈施業に対する補助に約159万円を主に計画しております。

「みんなの木育広場」を整備することで、子供から大人までを対象に「木」との触れ合いを通じて、木材への親しみや利用の意義を学んでもらうことを目的としており、体験イベントとして、植樹祭や下刈り体験、秋のキノコ収穫、伐根を活用した築山での自然・昆虫観察等、地域の方を中心に利用していただくよう計画されております。

また、「森林環境譲与税の活用に向けた基本方針」（当面5年間の考え方）を制度が開始された令和元年（2019年）に策定しておりますが、今年度中に見直しを行い、ホームページ等で公表することとしております。

3点目の「林地皆伐後の土地利用の促進」についてお答えいたします。

林地内での砂利採取などは「林地開発行為」の手続きが必要となり、その窓口は北海道（振興局）となっております。手続きの中では、市町村への意見も聴取するとされており、その都度町として関連法令の確認等必要な事項を意見として回答しております。私有林の林地は、個人の財産でありますので、仮に林地外へ転用することの考えなどを町として指導・要請することは困難であります。

また、耕地防風林につきましては、景観形成はもとより、風雪被害等の防止や農地保全の観点からも重要な役割を果たしております。町では、多面的機能支払交付金事業を活用して、植林に取り組む農業者に苗木代等の助成を行っており、今後も継続して取り組んでまいります。

4点目の「砂利原石採掘跡地の未利用の土地」についてお答えいたします。

現在、砂利採取等林地開発が継続している案件が町内に5件あります。それぞれの事業計画内容としては、「火山灰採取後に植栽を実施し林地に戻す」が1件、「土砂採取後に資材置き場として使用する」が1件、「砂利採取後に農地として利用する」が2件、「皆伐後に農地造成する」が1件となっており、森林法等に定める許可要件に基づく林地開発計画が進められていると認識しております。

さて、議員御質問の未利用地ではありますが、その定義が判然としませんが、既に事業が完了した砂利採取跡地に限って申し上げれば、許可要件に基づいた検定が済んでおり、それに基づいた利用がされているものと考えております。

また、議員御提案の町民の森の整備につきましては、前段で答弁申し上げました「みんなの木育広場」の整備を進めていくことが先決と考えているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

今後とも、さまざまな木育活動を通じて、「木」への親しみや文化への理解を深めてまい

りますので、御理解と御協力をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。狩野正雄議員

○8番（狩野正雄）

再質問いたします。1番と2番合わせての再質問になりますが、この最初の資料にこれは林活議連の講演でいただいたものでございます。それをもとに再質問するわけですが、これを見ますと森林環境譲与税の活用は鹿追町はいろいろありますが、全体としては、基金としての積み立てが多い状況にあります。

道としても、市町村に森林環境譲与税の推進計画を立てるようにPRしているわけでございます。

その一つとしては、活力ある森林づくりだと、それから2番目には木材の利用促進、企業と連携した森林づくり、木育活動がありまして、これには森林環境譲与税を活用し、創意工夫による幅広い事業に活用が可能だというふうに書いてあります。

事業をいろいろ提案すると、きめ細かな支援が受けられる仕組みになっているという優良事例がありましたら、全国に優良事例として紹介するとあります。

一番は森林整備として、森林組合とか個人の事業の補助、それから四国とか岡山のほうでやっているのですけれども、所有者不明の山林というのが今増えてきている状況にございます。この町もあるかもしれませんけども、そういった所有者不明になっている山林の買い取りをする。それから人材育成、高性能機械の林業機械の購入、オペレーターの育成。数年前に岡山県西粟倉村という林業の町を同僚議員と視察したことがありますが、若い移住者を引き込むために高性能林業機械を買い入れて、これはフェラーリというスーパーカーを作っている会社が高性能林業機械を作っている。

やはりそういうスーパーカーを作るメーカーがやったら若者が興味を持ってそのオペレーターになりたいということで移ってきている人もいます。そういった働き手を確保する。

それから木材の利用促進、これはどういうものかということ、壊れている木道だとか木製遊具の更新に充てているそうです。

それから、普及、啓発、木育イベントなどの林業体験ツアーの開催を受け入れする場合に体制の整備に活用できる。それからこれは名寄の例ですけれども、労働環境の改善に使われて、最近クマの出没が相次いで、山の中に林業関係者が入るわけですが、そのときにクマが非常に怖い。クマスプレー、ヒグマスプレーの購入費に充てているそうです。

そういうことで労働環境が少しでも改善されるように、安心して働けるような、そういう場を作っているそうです。こういった例をPRもっとするべきではないかと思うのですが、町長これら1、2の問題でいかがですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。森林環境譲与税の使途についていろいろ具体的な例示をしていただいたわけでありまして、先ほどもお答えをいたしましたとおり、いろんな活用方法があるわけでありまして、まず森林組合の関係で研修施設の整備、これは本当に広く、林業のもちろん林業に従事する人はもとより一般の人たちも研修ができるようにということで、森林組合の整備・新設・建て替えに合わせて実施したものであります。新得町と本町と、西十勝森林組合は両町の組合でありますので、そういったかたちに活用しているほか、木育の関係については先ほどお答えをしたとおりであります。

広く子供から大人までというかたちで、あの場所については以前もお話をしたことがあるかもしれませんが、西十勝森林組合さんが所有者等々から所有者不明の土地も含めて買い取りをして、ああいうかたちで新たに木育広場として整備をしていくということでございますので、その土地の取得については西十勝森林組合さんが実施したということで、これからの整備に関して1年ではなかなか全部というわけにはいきませんので、ちょっと長いスパン、10年とかそういう期間でそういったところを整備していきたいということであります。民有林に対する助成も一部であります、実施をしていく計画になっているところであります。

基金に積んでおくだけではこの目的は達成できませんので、しっかりと譲与されている範囲内でこれからも事業を進め、いろいろ全国の事例も御紹介をいただきましたので、その中で本町の森林面積、林業の従事者等、そういうことも勘案しながら、特に民有林の指導というのは西十勝森林組合さんが主体になってやっていただいていますので、よく協議をしながらこの譲与税を有効に活用していけるように取り組んでまいりたいと思います。

それから本町に飯沼さんという指導林家がいらっしゃって、森林組合の役員さんもやっておられますので、ぜひそういったことでいろいろ相談をしながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

次、3番目に取り上げました地域の環境ということについてに移りますが、町の景観や潤いのある生活空間というものに街路樹が欠かせないものです。シンボリックな大木や街路樹が伐採されてきました。住民からはもっと事業の計画段階で説明のケアが必要ではないかという声があります。

先日、十勝毎日新聞にこういう記事がありました。足寄町の愛冠というところで、住民が参加して伐倒式をしたそうです。そういう記事がありました。

この地域を守ってくれた巨木とか記念樹、それぞれに思い出や歴史もある。こういうことがこの愛冠の長老の記事から非常に伝わってきました。このとき切り倒された木は階段とかウッドチップに使い、椅子の材料に再利用するそうです。この記事を読んで私思い出したことがいくつかあります。

場所は北瓜幕の然別湖に向かう道道ですけれども、一本木と呼んでいた場所があります。そこにカシワの大木がありました。場所はジオパーク会館からちょっと先ですけれども、道路の拡幅工事でこれが切られることになりました。

私は子供の頃遠足でこの場所に行ったところです。そのカシワの大木はその後、扇ヶ原展望台の看板として再利用されて設置されました。地域住民の心のよりどころになったわけです。もう一つ、木にまつわるエピソードを紹介します。

瓜幕小学校の校庭の西の角にシロヤナギという大木、巨木があります。創立100年記念事業で校庭の周りにあったエゾマツとかトドマツの木が伐採されました。そのときに、このシロヤナギも切られそうになりました。この木倒しに地域住民の長老から待たがかかったのです。その当時100歳を超えて、まだかくしゃくとしていた正保義明さんから、それからほかの長老もこの木の、シロヤナギの歴史それから地域の心のよりどころとしたエピソードを教えてくださいました。

このシロヤナギ、瓜幕地域の人たちが瓜幕に開拓団体として入った団体がありました。そのとき入植してきた人たちが1本のシロヤナギの苗を故郷から携えてこの市街地に植えたのです。

当時は旧市街といいまして、今のバイオガスパラントの西のほうに学校とか商店があったのです。もう相当前ですけれど。そのときに正保義明さんたちがこれを植えて、育てていた。そのとき、拓殖鉄道が瓜幕の市街地に駅を移動することになったのです。そのとき

学校も商店も一緒に拓殖鉄道と瓜幕市街に移ることになったのです。子供たちが皆でこのシロヤナギを抜いて、一生懸命になって運んで新しい学校に埋めたそうなのです。

そういう歴史があるという。だからこの木だけは切らないでくれという声が上がりました。結果的に長く伸びた枝の選定はしましたけれども、今、新しい芽が伸びております。足寄の木、それから一本木のカシワ、瓜小のシロヤナギにそれぞれに共通しているのは、歴史と物語がそれぞれあるのだということを確認すべきだと思います。

住民が知らないところで事業が進められないように、それぞれ説明や告知をし、新しい活用方法を研究することが今必要ではないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。いろいろな事業の例を出されて、いろいろお話をいただきましてありがとうございます。

いろいろな事業を進める上で町が主体となって対応しているもの、それから瓜幕小学校の例でいくと多分記念事業の協賛会、いろんな人が相談をしながらそういう計画をされたのではないかと考えている次第であります。

そういった歴史等のある樹木については、当然そういったものについてどうしてもということになれば、いろいろ当然調べたりしていくのは当然必要なことかなと思っております。やはり歴史を知らない方ももちろんいるわけで、特に地域などではそういう長老の方々のお話を聞いていたりということは当然必要なことだと思っておりますので、全て町が主体となって伐採を進めているということではございませんので、その辺も御理解をいただきながら、そういった歴史なども含めてすぐ文化財ということではないかもしれませんが、そういったこともしっかり押さえていく必要があると思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（上嶋和志）

再質問、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

今度4番に移りますが、ここで思い出すことは街路樹が生えている道というのは、ストリートと呼ばれております。英語で。語源をちょっと教えていただいた。何かの本で読んだのですが、このストリートというのはストーリー、物語とヒストリー、歴史それから

作られた言葉だそうです。やはり街路樹や何かとか巨木とか記念樹とか、そういうものに対しての物語とか歴史を伝えていく。我々には責任があるのではないかと思います。

それで4番ですけれども、砂利原石の採取跡地、いろいろ開発されております。跡地の利用について私は植林ツアーをしたらどうかと。そういう土地、活用されていない土地も見受けられるのですけれども、そういうところで植樹ツアーをしたらどうかと思います。

瓜幕バイオガスプラントの周辺にも採掘跡地がございます。ここに木を植えて町有林としてはどうかと思う。できないかなと。この木を植えるツアーというのは、過去にこの町でもやっているのです。これは20年、もっと前かな、民間の旅行会社の企画で持ち込まれたのですけれども、知っている人は知っているのですけれども、そういう企画がありました。都会から地方、場所は自然ランドの鹿牧場が廃止になったときです。

自然ランドにあった鹿牧場の跡地に木を植えたのです。木を植えるツアーを全国から観光会社が募集して人を連れてきたのです。

私も木を植えるだけの体験に人が来るのかという、そういうことで不思議であるし。しかし本当に来たのです、人が。毎週。私も現場見学に行きました。

現場見学に行って植えている人に聞きました。参加者から。なぜ参加したのですかと聞いたら植樹体験とか植林体験などというのは今までの人生にないと。だから参加したのですよと。飛行機代もかかりますけど、それでも特別な何か体験に思えたのでしょう。

原石の砕石場所というのは非常に平坦でバスを横付けできるような良い場所です。西栗倉とか岡山や岩手とか見に行ったところで林業の町は切り立ったちょっとこけたらガラガラと何10メートルも落ちるような非常に危険になっているというか、そういうところだったのですが、平らなところで木を植えるという場所はそうそうないと思うのです。

だから観光振興策であるとか、こういう産業振興を進めるのだという視点でこれを全国に発信すると、鹿追との関係するそういうつながり、人口につながっていくのではないかと。鹿追に興味を持ってくれる人につながっていくのではないかと。

また教育で、例えば親子で子供に木を植えることを体験させたいという親御さんもいると思います。子供と一緒に教育の一環として使えるのではないかと。植樹体験教育という面からも大切ないい体験になるのではないかと。ぜひ研究してみる必要があるのではないかと思います。

教育的視点と言いますと、これも数年前になりますか、鹿追の農芸公園が整備されると。そのときに散策路があります。うまく造った散策路。そこにセンダイハギを植えるイベン

トがありました。センダイハギ、クテクウシゆうほ村の仲間とこの植え方、植樹の指導に私も参加しました。

鹿追中学校の全校生徒がこの植樹体験に体験学習として来ていました。このときの体験教育面から見てもこうやって植えるのという感動的な目をしていました。本当に子供たちにも木を植える体験をさせたこと、いい機会だったと思っております。

帯広市では、都市と自然が調和した100年の森づくりを進めているそうです。鹿追町でも森林環境譲与税というお金があるならばそれを活用し、民間のアイデアも募集してぜひ町民の100年後の町民の森を考えてみる。そのとき植える木をアオダモにしたらどうかなと思う。アオダモはあまり知っている人は知っているのですが、知らない人は知らないかもしれない。このアオダモという木は大谷翔平選手のバットです。すばらしいバットを大谷選手がアオダモを使っているという記事も読んだことがあります。

100年後のこの後、未来の子供たち、全国の子供たちにこのアオダモを植えてプレゼントする。そういう森づくりを考えたらどうかと思うのです。アオダモ覚えていってください。最後になりますが、町民ホールの前にカナダとの記念植樹した木がございます。先ほど町長はカナダのストニイプレイン町に訪問されておりますが、この記念植樹したものを神田日勝館の前です。そこに10本ぐらい植えたのか、そこに大きく育ちました。

友好のシンボルツリーです。シンボルツリーを見た目にも美しい植樹にする時期に来ているのではないかと思います。

今の時期はあまり暑いときで木が傷むので、木が傷まないベストの時期を利用して、こういう町のシンボルとなる木をぜひ手入れしていただきたいと思うのですが、これが最後で町長にお聞きします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。過去に植樹体験ツアー旅行会社とタイアップして確か私も直接担当ではなかったので詳細はあれですけども、そういった事業もやったという記憶がございいます。植樹体験もちろん有意義でありますし、それから町内の子供たちもそれこそゆうほ村の皆さんのお力をいただいて、何年か前まではパークゴルフ場だとかそういったところで植樹もしていただいたこともございいます。

そういった中で、当然子供たちにそういう体験をしてもらうこと非常に重要なことであ

りますので、これは大々的な体験ツアーということでもこれはいろいろ計画して
けるのではないかなと思っっているところでもあります。

砂利採取跡地のことに戻りますけれども、いずれにしても砂利採取跡地はほぼ民有地と
いうことですので、活用状況が確かに特に使われていなくてそのままになってい
るという土地はないと思っております。

その辺は当然最初の答弁で申し上げましたけれども、個人の土地であるということ、も
しそういうことを計画するのであれば、その土地を取得して進めていくという必要性があ
るということで、これはなかなかいろんな面で難しい問題があるなど認識をしているところ
でございます。

アオダモの御提案もありました。アオダモのことは私も知っております。

アオダモというのは多分結構難しい、難しいという言い方もあれですけども、そうい
ったこともありますけれども、必ずそれとしてはそういうことも考えられるのかなと思っ
ております。

いずれにしても、環境譲与税の用途についてはおおむね先ほどお答えしたとおりであり
ますけれども、それだけに限ったことではありませんので、狩野議員御提案のことも十分
研究をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（上嶋和志）

再質問、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

終わります。

○議長（上嶋和志）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

2番、金子孝伸議員。

○2番（金子孝伸）

はい。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

表題、これからの町づくりに必要なもの。

様々な行政サービス、事業。いわゆる「まちづくり」には、それを賄うお金、すなわち
財源が必要なのは当然のことです。鹿追町は優れた情報収集力から有利な条件で国等の補
助金を活用する鹿追モデルと言っても良いユニークな財源確保を行い、まちづくりへの未
来投資を推進してきました。

しかしながら、近年における世界情勢や社会情勢の変化、経済動向の影響を受け、そのビジネスモデルの効果が薄れているのではと、私は感じているところです。

そしてさらなる自主財源の確保、新たな財源の開拓の必要性は鹿追町行財政改革大綱のなかでも取り上げられています。

そして既にほかの市町村で積極的財源確保として「稼ぐ」行動は各種報道で知る所でもあります。

そこで、鹿追町における財源確保について以下の2点質問します。

1、鹿追町行財政改革大綱にもある受益者負担の見直しや町有財産の売却等現時点の状況について。

2、「稼ぐ」まちづくりについての見解について。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井町長。

○町長（喜井知己）

金子議員からは、「これからの町づくりに必要なもの」と題しまして、2点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

本町における行財政改革は、昭和56年（1981年）に職員による「機構改革、事務改善委員会」、昭和58年（1983年）に議会議員による「行財政改革特別委員会」が体系的に取り組んだのが始まりであります。その後、昭和61年（1986年）、平成8年（1996年）及び平成18年（2006年）にそれぞれ行財政改革大綱を策定しております。さらに、令和2年度（2020年度）には、行財政改革本部及び行財政改革推進審議会を設置すると共に、町民ワークショップを実施し多くの方々の意見を伺いながら議論を重ね、令和4年（2022年）2月に「鹿追町行財政改革大綱」を策定しております。この大綱の取組事項は大きく3点あり、1点目は「町民サービスの向上」、2点目は「行政運営の改善」、3点目は「財政基盤の強化」であり、令和8年度（2026年度）までの5年間を推進期間としております。

さて、1点目の「鹿追町行財政改革大綱にもある受益者負担の見直しや町有財産の売却等現時点の状況について」についてお答えします。

まず、受益者負担の見直しではありますが、具体的には、上下水道使用料について検討が必要と考えているところであり、上下水道事業はそれぞれ特別会計で経理され、独立採算が基本であるところ、最終的には一般会計からの繰入により収支均衡を図っており、料金水準でも十勝管内での比較において下位にあることから、以前より広報しかおいや区

長会議等に管内状況を説明させていただいているところです。

コロナ禍による経済状況の悪化もありましたが、簡易水道及び下水道特別会計の企業会計移行時期と重なったことから、移行後に見直し作業を行うのが適切と判断していたところであります。本年4月から両特別会計が企業会計に移行し、より詳細な財務状況の分析が可能となったことから、資産、負債、施設の維持管理費、今後の投資等を勘案して受益者負担の水準がどうあるべきなのか、今年度から見直しに取り組みたいと考えております。

次に、各種団体への補助金のあり方につきましては、「補助金の適正化に関するガイドライン」を策定し、定期的な検証と評価を行っており、必要に応じて担当課と協議の上、見直しを図っております。

次に、遊休町有地等の売却につきましては、公有財産利活用検討委員会で協議し、具体化したものから一般向けに情報を提供しており、定住促進の観点からも積極的に売却を進めてまいります。また、昨今の物価高騰により住宅建設費用も高騰していることから、中古住宅を取得する方が増加しており、今定例会初日に関係経費を補正させていただきました「総合的な空き家対策」に基づき、町内の空き家をはじめ町の遊休施設及び遊休地についても総合的に取り組み、売却あるいは賃貸などにつなげたいと考えております。

2点目の「稼ぐ」まちづくりについての見解についてお答えいたします。

自治体経営においては、主要な財源である地方交付税によって一定水準の行政運営は確保されるものの、特色のあるまちづくりを進めるためには、新たな財源を求めていかなければなりません。前段の御質問でお答えした行財政改革の取り組みは、効率的な行政サービスの提供とともに、自治体経営を持続可能なものにするための財源確保の一つであります。

自治体が稼ぐ手段としては、本町が選定された脱炭素先行地域のように、国家戦略に合致した特色のある計画を策定し、国の支援を積極的に獲得していくことが重要であります。

また、近年、国の補助金は公募型によるものが多く、普段から町の政策を提案できる準備をしておく必要があると考えます。

このほか、平成26年度（2014年度）から取り組んでいる個人版ふるさと納税、令和4年度（2020年度）から取り組んでいる企業版ふるさと納税がありますが、これらは安定財源とはいえないものの、町が独自に「稼ぐ」手段としては極めて重要であります。

ふるさと納税は勿論、国や道の補助金も自治体間の競争が激しくなっており、町の課題を整理した上で、常に情報収集のためアンテナを高くし、政策提言ができるように、私を含めた職員一人一人が意識して行動することが重要と考えているところです。

今後とも、持続可能で、時代の変化に即応した特色のあるまちづくりのため、知恵と工夫による自主財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問。金子孝伸議員

○2番（金子孝伸）

答弁ありがとうございます。答弁にもありましたが、財源確保の環境は今後一層厳しいものになるということを想定して、あらゆる準備をする必要があるということは私も察するところでございます。

受益者負担についても水道料金を例にさせていただきましたが、その他大小様々、検討課題、上げる下げる両方あると思います。料金を下げて、利用頻度を上げて町民のためになる施設にする。もしくは料金を上げて経費を賄うというに両面から検討をしていただくことを希望しております。

この点についても、今後、現実を直視して課題解決に力を注いで行政の方は力を注いでいただきたいと思います。

稼ぐという点についてですが、ふるさと納税が代表的現実的な手法であるのは分かるのですが、現実問題、返礼品の性格において大きく左右されるというのが、今のふるさと納税の制度だと私は認識しております。

例えて言うならば、水産加工品がある自治体においては数十億円から数百億円のふるさと納税、寄附金が集まりますが、十勝のような農業産品の町、地域においては、せいぜい数億から10億20億が限度というところが、全国の自治体の例を見ても明らかであるところを考えますと、ふるさと納税も一つ的手段と捉えていただき、それよりも企業に対しての町の志に対して寄附もしくは支援をいただけるようなPR活動というものが不可欠かなと個人的には思っております。

そこで町長に改めて問いますが、稼ぐという考えには、投資した額の何倍もの効果を生み出すことによるある意味の利益を稼ぐという考えも意味もあろうかと思えます。その点について、町長どう思われますか。

○議長（上嶋和志）

答弁を求めます。

答弁。喜井町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。

ふるさと納税の関係で確かに個人版ふるさと納税については返礼品の関係なんかも非常に仕組みとしてどんどん難しくなっているという、厳しくなってきた非常に大変苦しい状況にあると思っております。一方、企業版のふるさと納税も少しずつそういったかたちで町を応援してくれる企業が少しずつ増えてきているのは大変ありがたいことだと思っております。企業版ふるさと納税についてはPRも含めて、まだまだやっつけていける余地があると思っております。

北海道が企画するいろんなイベント等に出ていくのももちろんですし、町が例えば脱炭素だとか、水素だとかいろんな事業を含めて進めている中で関連の企業さんもたくさんありますので、このPR活動を私も時間を見つけて出て行く機会もちょっと増やしていかななくてはならないと思っております。

それから町が独自で稼ぐというのも重要ですけども、地域で稼ぐという言葉も最近言われております。

鹿追は農業、観光の町で特に農業はJAの取り扱い高の報道なんかもありましたけども、本当に管内でも上位ということで農業がこの町の経済の中心であることは誰も否定するものではないと思っておりますけれども、それだけではなくて新たな取り組みに支援をしていくことで、そこに雇用が生まれ、町のPRができるという考え方もできますので、町にもそういった新たな企業等への支援も用意はしておりますけれども、特にそういった町の懐に入るお金を増やすだけではなくて、地域全体でもっと稼ぐ方法がないかというそういう取り組みを考えていく必要は私はあると思っておりますので、なかなか簡単にいくものではないと思っておりますけれども、住民の皆さんと一緒に手を携えて、そこを町がしっかりと後押しをしていくという考え方もこれからは重要になっていくと思っております。

一緒に会食したりすると色んなアイデアをお持ちの方たくさんいるので、そういったアイデアも吸い上げながら、取り組んでいくかたちが取ればなと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問。金子孝伸議員

○2番（金子孝伸）

ありがとうございます。今町長おっしゃられたとおり、いろいろな人々の考えを参考に

して、いろいろな知恵を合わせることによって最大の効果というのは出てくると思います。

今おっしゃられた中にありましたけれども、せっかく今年高校生が75名と大きく入学者増えましたので、そういった子供たちのそのアイデアというのも一つ活用するというのを検討いただければと思います。

これを最後に私の質問を終わります。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井町長。

○町長（喜井知己）

高校生今年75人、久しぶりで70人台ということで、町の中にああいう若い人たちが、いるということに非常に町自体にも元気が出てくると私も思っております。

鹿追高校は以前から地方創生というか町の取り組み、鹿追創生プロジェクトなんかでも町に対して提言をしてもらい、いろんな活動をしていただいていますので、これからもいろんな機会に高校生だけに限ったことではありませんけれども、若い人たちの意見もたくさん聞けるようなそういう場所もしっかりと設けていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（上嶋和志）

これで金子孝伸議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後11時10分とします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。6番、畑久雄議員。

○6番（畑久雄）

標題、町道に沿って設けられています各種の標識のその管理、修復、交通安全旗について。

除雪のためのもの、水道のもの、交通安全のもの等いろいろありますが、きちんと立っているものや、斜めに立っていたり、曲がっているなど本来の目的に合っていないものを数多く見受けられます。

27号にあります鼠渡橋の欄干が壊れたままになっている、水源地の柵が壊れたままなど観光の町として見苦しいところがあります。

交通安全の旗についても、道道と町道との交差点は特に必要、十勝型事故の多い郊外のことを考え、表示するなど必要に考えます。

以下、3点についてお伺いします。

1、管理は定期的に行われているのか。

2、予算はどのくらいか。

3、交通安全旗の掲げる場所について十分に検討されていますか。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

畑議員からは、「町道にそって設けられています各種の標識のその管理、修復、交通安全旗について」と題しまして、3点御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

道路標識は「道路の付属物」として、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保、その他道路の管理上必要な施設であります。町道に設置している各種の標識につきましては、道路パトロール等において確認しておりますが、議員ご指摘の通り傾いているもの、破損しているもの等があることは確認しており、その対応につきましては破損状況等を勘案し計画的に維持管理を進めているところです。

さて、1点目の「管理は定期的に行われているのか」についてお答えいたします。

道路標識につきましては、道路パトロール、日常業務の中での目視による確認と、各行政区等からの連絡や要望により現場を確認しており、計画的に維持管理を行っているところです。

本年度は、中瓜幕南部西21線に設置しております警戒標識と視線誘導標の修繕を行う予定で、鼠渡橋の欄干及び水源地の柵の破損につきましても、現在見積を依頼するなど修繕に向けて準備を進めているところです。今後におきましても、計画的に修繕を進めたいと考えております。

2点目の、「予算はどのくらいか」についてお答えいたします。

令和6年度（2024年度）当初予算において、道路維持費の修繕料は道路標識の修繕費用のほか車検を含む車両の修繕費用、道路舗装の修繕費用等で5,950千円を計上しております。

単年度で、全ての修繕を行うための予算を確保することはできませんので、計画的に予

算を確保しながら、安全で安心して通行できるよう取り組んでまいります。

3点目の「交通安全旗の掲げる場所について十分に検討されているか」についてお答えいたします。

現在、交通安全啓発のために町内に掲揚されている交通安全旗は、28か所に計137枚設置しております。内訳は、鹿追町及び交通安全推進委員会が68枚、交通安全協会が62枚、地域安全旗が7枚となっております。

交通安全旗につきましては、劣化や破損状況を定期的に確認しながら、年間200枚程度を作成し適宜更新しているところです。

町内各所に交通安全旗を設置することは、住民や通過車両に対する交通安全の啓発及び事故防止に大きな効果があると考えており、現在は鹿追・笹川・瓜幕・東瓜幕の市街、そのほか、住宅地や学校・保育所などの歩行者やドライバーに注意を促す必要のある要所に交通安全旗を設置しているところです。

畑議員から御指摘いただきました「交通安全旗の掲げる場所について充分検討されているか」につきましては、町民課住民生活係が事務局として、鹿追町交通安全協会、交通安全指導員協議会などの関係団体、そして地域住民の方々の意見・要望等を取りまとめ協議した上で設置しているものです。また、「道道と町道の交差点に交通安全旗を設置することが必要ではないか」につきましては、交差点に旗を設置した場合は、ドライバーの視界を遮り、除雪や草刈りの障害になることから、事故につながる要因にもなるため、警察署からも交差点の設置には十分に気を付けていただきたいと指導を受けているところであります。

引続き、効果的な場所や設置方法などについては、地域住民の方々や警察署・関係団体と連携協議しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。畑久雄議員。

○6番（畑久雄）

御答弁いただきましてありがとうございます。まず管理、定期的に行われているかどうかについては了解いたします。

しかし、その管理方法はどうかのかわかりませんが、一昨日、私、全町回ってみました。

そうしますと、新得から来る道道、それから清水から来る国道、そして芽室から来る道道あるいは帯広・鹿追町間の道道についてもこういう必ず交差点がたくさんあります。しかし、事故につながるようなところが非常に多い。

今までの十勝型の交通事故を見ても、ほとんどそういった交差点で起きている。非常に啓蒙が不足だという感じがしております。そのためにも、わが町の人たちがそこで命を落とさないような、また観光でいらっしゃる方々の命を大切にするためにもぜひそういったところを見ていただきたい。

ほとんど今おっしゃったところはないのです。決してその警察の言う困るということではなくて、やっぱり場所を選ぶ。そして簡易なものにする。わが町の隣の音更町の西中では、大体2キロ範囲に置かれております。小学校のそばには2本ぐらいしかありません。

しかし、わが町になりますと帯広から、あるいは鹿追から行く帯広線には1か所に6本も7本も立っています。これでは効果があるのかと非常に疑問に思います。

やはり、交通量の多い町道と道道のそういった交差点に近いところにそういったものを置くとか、1か所に1本でもいい。

やはりここに交差点があるということも事前に知らせるためにも私は必要かと思うのです。もう少し担当の方々に本当に考えていただきたい。そんなところで事故を起こされても困る。非常にそういう点を私は痛感しております。

東瓜幕の行政区では個々の家庭で負担しながら、家の前に立てております。そういったこともぜひ参考にさせていただきたい。そんなことを考えるところであります。今までの十勝型の交通事故を見ますと、そういうここに危険度がある、ここに三叉路・交差路があるということも事前に知らせるためにも私は必要かと思えます。

1か所に6本も8本も立てるようなことでいいのか。例えば瓜幕の市街地見ましても、こちらから鹿追側から行きますと、そこに水道の関係の施設があります。そこに6本か7本立っている。そのほかに何も無い。それからちょっと道の駅から北へ行くと、大体民間のそばや向かいに立っている。

やはり観光のまちとして、そんな事故が起きない、起こさせないの工夫でやっていただきたいとそう考えるところであります。

その他、水道関係の標識が私たちのこの7号道路には非常にたくさんあります。道路側に向いたものやら、あるいは半分に折れたもの、逆の方向へ向いているもの、何か風の関係でそうなったのか、あるいはほかの車が触ってそういう方向になったのか分かりません

けれども、この町にそういったものを管理する人がいないのかなと思うくらい非常に残念に思う。

わが町は花とともにやっぱり綺麗な町を目指しております。どうかそういったことのないように、ぜひ管理する方々、大変でしょうけれどもそう思うところであります。

また、昨日、東ではなく西のほうをずっと見てまいりました。するとやっぱり清水から来る交差点があり、あそこにそういった旗も何もない。本当に何か一つ、1本あってもいいと思う。そういう細かい注意を持ってやっていただきたい。そう思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

いろいろ御指摘をいただきましてありがとうございます。

私もつぶさに全体の状況を見ているわけではありませんので、あれですけれども御指摘をいただいたことも踏まえて、今一度しっかりと点検するとともに危険箇所等については事故が多発する例えば道道東瓜幕芽室線の上然別の高台のところについては、北海道の協力をいただいて、道路構造上の問題とそれから交通安全の標識を設置したという経過もございます。そういったこともありますけれども、御指摘ありましたようにしっかりと点検をして、交通安全旗の設置等についても、今一度十分検討して対応してまいりたいと思います。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。畑久雄議員。

○6番（畑久雄）

もう一つお尋ねしたいと思いますけれども、先ほどの鼠渡橋の近くにありました水道の施設がいつ頃からもうだいぶ前から壊れていて、水道施設は少し斜めになり、その危険度はあります。今のところ大丈夫のようですが、これの修繕をいつまでやっていただけるのか。早くに見ていれば予算付けもできたのでしようけれども、今のところ直っていないという現状であります。

それとこの問題点を私が一般質問で載せたのは、あそこにあります給水場といいますか、城さんのところの給水地の施設の周囲について、腐れたのかわかりませんが、丸太の外壁というか、外回りの境界がありました。

それが2、3日前に見ましたら、早速木材そのまま、白木というか白木といったもので補充してあります。本当にそういったことで、早くやっぱり安心できることをお考えいただきたい。そう思うところでもありますので、ぜひこういった観点からも、またいろんな標識あるいは交通安全旗についても、何とか綺麗なまちづくりのためにも、あるいは事故のないまちづくりについても重々お考えの上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

先ほどから様々な御指摘もいただいておりますので、しっかりと点検することと併せて、もちろんそれぞれ直すなりにはお金が必要ですので、そういった予算のことも兼ね合わせて、しっかりと対応してまいりたいと思ひますので、今後とも御指導よろしくお願ひをいたします。

○6番（畑久雄）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで畑久雄議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。4番、青砥敏一議員。

○4番（青砥敏一）

公共工事にかかる検査体制についてお伺ひいたします。

町発注の工事は、毎年度各種行われ、完了の際は契約等に基づき適正な完了検査が行われ受け渡しを行っていることと存じます。

平成30年(2018年)に工事発注した認定こども園しかおいについてお聞きいたします。

認定こども園しかおいは、子育て支援センター、学童保育所を併設した幼保一体化の総合施設として、園舎は令和元年(2019年)11月完成し、12月から供用が開始されました。

この認定こども園しかおいは、総工事費11億5,149万円と多くの財源を投じて建設された施設であり、今後何十年も活用される子育ての拠点施設であります。

この施設を建設するにあたっては、運営方法はもとより、利用しやすい建物にするため町長をはじめ関係職員、PTAなどの多くの皆さま方が時間を費やし、意見交換、先進地の視察等を行ってきたとお聞きしております。

そしてその成果として、それらが反映され、随所に工夫が施された施設として建設され

たものであると多くの住民の皆様が認識しているところであります。

しかしながら、この施設が供用開始してから、建物の不具合があり、具体的には園舎の雨漏りや、内部の壁面にはカビが発生する等の事象があると多方面からお聞きする機会がありました。

通常考えると新築された建物において、このような事象は想定できないことであると思えます。

町長にお伺いします。

1、公共工事における検査の手順は。また、関係要綱等、どのようなものに基づいて実施されているのか。

2、認定こども園しかおいは、中間検査も含めどのように実施されたのか。

3、認定こども園しかおいは、完了後、不具合を生じ、修繕が必要な状況にあったのか。修繕を行ったのであればその内容、経過、費用負担は。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

青砥議員からは、「公共工事の検査体制について」と題しまして、3点御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

認定こども園しかおいの新築工事は、「建築主体工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」の3工種を平成30年（2018年）8月20日に契約締結しております。また「地中熱ヒートポンプ工事」は平成30年（2018年）11月12日に、「外構工事」は平成31年（2019年）3月6日にそれぞれ契約締結しており、本工事は5工種に分割し発注したものであります。

1点目の、「公共工事における検査手順は。また、関係要綱等、どのようなものに基づいて実施されているのか」についてお答えいたします。

工事の完成検査は契約書に基づき、「受注者は工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない」とされ、「発注者は通知を受けた日から14日以内に検査を完了し、その結果を受注者に通知するものとする」とされております。検査は、国及び北海道が示している「工事検査要領」等を参考とし検査を実施しているところです。

次に、2点目の「認定こども園しかおいは、中間検査も含めどのように実施されたのか」についてお答えいたします。

「建築主体工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」の3工種において、それぞれに「でき形部分等（第1回）確認請求」が提出され、各契約書に示す支払限度額相当額分を平成31年（2019年）3月27日に「でき形部分等（第1回）検査」として実施しており、検査はでき形部分を現地で確認の上、でき形部分等内訳書を作成し、でき形部分等確認通知書を受注者に通知し検査を終えております。

また、3工種の完成検査は、令和元年（2019年）11月11日に検査を実施し、受注者から提出された工事成果品の工事写真、各種計算書、材料搬入検査簿など提出書類の書類検査と、現地検査を実施し完成検査を終えております。

次に、3点目の「認定こども園しかおいは、完了後、不具合を生じ、修繕が必要な状況にあったのか。修繕を行ったのであればその内容、経過、費用負担は」についてお答えいたします。

御質問のとおり、何点か修繕の必要な事象が起こり、その都度改善策を協議し対応しており、大きく分けて3点の修繕について内容や経過を御説明いたします。

1点目は天井からの漏水であり、令和3年（2021年）3月に保育室や遊戯室で発生しました。通常見えない所に隙間があり、雨が強風により吹き付けた事が原因でした。不備があった箇所は、雪解け後の5月に板金工事や室内の天井板の張り替えを行い早急に対応し改善を図っております。

2点目はカビの発生ですが、令和2年（2020年）7月に外気を取り入れる吸気口の室内吹き出し口がある2か所の収納庫内にカビが発生しました。

外部空気が入るために湿気がこもりがちになることが原因であると考えられたことから、8月に廊下側へアースチューブ吹き出し口を出す工事やパイプファン3個を設置し状況を見ることとしましたが、次の年には廊下の天井やロッカールームにカビが発生することとなりました。このため天井を張り替え、カビによる健康被害が無いように清掃業者や職員が清掃を行い対応しております。

なぜ、空気がこもるのか。湿度は時期でどんな風に変化するのか空気の回り方等解明することに時間を要しておりますが、まだ、根本的な解決には至っていない状況です。

3点目は床フローリング材の乾燥収縮ですが、初年度の床暖房を入れる期間（11月～5月）からフローリングの床板同士が離れ、隙間が空く現象が起こりました。当初隙間は小さかったためシーリング材により補修し対応しておりましたが、令和3年（2021年）頃には隙間が大きくなり、隙間がある部分の板の張り替え、一部にアルミ製の見切り材を入れ

対応しております。また、令和4年度（2022年度）になっても隙間が改善しないことから、一部の床面に換気口を2個設置し床下の空気の流れに変化があるか様子を見ることとし、隙間が空く期間については、職員がテープを貼って対応しておりました。

いずれにしましても、長期にわたり原因究明や改善されないことや園舎を使用している子供たちや職員にとって早期に解決すべき問題であることから、これまでとは違う新たな改善策を強く要請し、設計者が費用を負担した上で6月末から7月末までに最終工事を行うこととなっております。

内容としましては、カビが発生しないよう外気の取り入れ方を見直し、新たに外気の温湿度を調整して室内に取り込むため、外気処理エアコンを遊戯室へ設置すること、ロッカールームにパイプファンを設置すること、天井の防カビ塗装をそれぞれ行います。

また、フローリング床板につきましては、アルミ製の見切り材や伸縮性のあるゴムパッキンを設置し、床板が動かないよう改善を図るものであります。当初から修繕に要した費用に関しましては、設計者や施工業者と施工不良及び設計の瑕疵という共通認識であり、町は一切負担しておりません。今後、早急に二つの課題の解決に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問。青砥敏一議員

○4番（青砥敏一）

ありがとうございます。検定後における施設の不具合が発生した場合、早期の解決を行うなど対処方法を確立する対応していく必要があるのではないのでしょうか。

また、このような問題は鹿追町に限ったことではなく、ほかの自治体においても抱えている問題だと思われまます。こども園の受注業者さんは管内でも有数な建設業者であり、先進的な取り組みを行っている会社でありますので、このような問題のときにも施工者側からの建設的な意見が聞けると思われまます、いかがお考えでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁を求めます。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。この件につきましては、当初からいろんな問題が出ていまして、その都度、施工業者さんにはいろいろお願いをして対応はいろいろされてきておりますが、先ほどお話したとおり抜本的な解決につながってこなかったというのが実態であります。

確かに施工に伴う問題は一部もしかしたらあるのかもしれませんが、どちらかというところまでの話し合いの中で最終的には問題が多いのはやはり設計側の問題が大きいということで、先ほどもお答えしましたとおり認識も一致をしているところでございます。

そういったことで抜本的な解決には先ほど言ったような対応もしてまいりますけれども、それで全てが解決するわけではないということも見込まれますので、これについてはそういった設計等の瑕疵による責任というのは当然あるということは認めておりますので、今後ともしっかりと初期の目的が達成できるような施設運営ができるようにしっかりと設計者、あるいは施工業者のほうと今後とも協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。青砥議員。

○4番（青砥敏一）

ありがとうございます。答弁の中に6月末から7月末までに最終工事を行うこととなっておりますが、これももう4年半以上が経過しているのも驚きなのですが、最終工事ということはこれで直らなくても最終ということなののでしょうか。お伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

今回、6月から行われる最終工事ということで答弁してはいますが、今までの経緯も踏まえて違ったかたちでということもございまして、今回が最終工事ということで考えておりますが、その後も少し様子を見なければならぬということも考えておりますので、一応今回は最終工事にしたいという考えでおります。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。青砥議員。

○4番（青砥敏一）

ありがとうございます。それと今年度は大規模改修があると伺っていますが、概要等このような事態にならないように再発防止対策があればお聞かせ願いたいのですが。

○議長（上嶋和志）

答弁、大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

ちょっとお聞きしたいのですが、大規模改修というのは町民ホールとかそちらの

ほうの大規模改修という御理解でよろしいのでしょうか。

○議長（上嶋和志）

反問権の行使でよろしいですか。質問内容が理解できないということで、聞き直しということ。はい。そしたら大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

はい、今お聞きしましたところ町民ホール役場周辺のエリアのお話だということですので、その中に認定こども園のほうは含まれておりませんが、こういうことがないように今進めている状況でございますので、手戻りがないよう進めていきたいと考えております。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。青砥議員。

○4番（青砥敏一）

以上です。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで青砥敏一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 11時50分

再開 13時00分

○議長（上嶋和志）

一般質問を続けます。

5番、山口優子議員。

○5番（山口優子）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

自治体においてもデジタル化が求められ、鹿追町役場でもデジタル化、自治体DXを進めているところです。まず初めに鹿追町の自治体DXの今後の計画についてお伺いします。併せて、町公式LINE、情報配信アプリミジカ、マイナンバーカードの普及率はどのくらいでしょうか。

自治体のデジタル化といえば、「役場内業務のデジタル化」だと思われやすく、もちろんそれも重要なことではあるのですが、もっとも重要なことは、地域住民にメリットがあるデジタル化かどうか、ということです。国の「デジタル田園都市国家構想交付金」の支給

条件も、「地域住民にメリットがあるサービスであるかどうか、地域の活性化に寄与する取り組みであるかどうか」が事業計画のポイントとなっています。

全ての町民に「便利になった」と、感じてもらえるためのデジタル化になっていなければなりません。そのためにも高齢者などシニア世代への目配りが不可欠であると考えます。

シニア世代にとってもデジタル化は、災害情報などを得て安全を守る、健康を維持する、社会との接点を持つといった点で重要な役割を果たします。

高齢者をはじめとした「デジタル化不必要」と考える町民の意識を、どのように「デジタル化は必須」というふうに変化させ、自治体デジタル化の土壌を整えるのが課題だと思います。

また、高齢者の利用が増えても、行政のサービス自体が使いづらいようでは、デジタル化の目的が果たせないと思います。

いずれデジタルに置き換わる行政サービスを、全ての町民が不安なく利用できる状況にするために、高齢者などを「置いてきぼり」にしない行政サービスのデジタル化を鹿追町ではどのような取り組み、対策、計画をもって進めていくのかお伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは、「高齢者などを「置いてきぼり」にしない行政サービスのデジタル化について」と題しまして、大きく3点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

国においては、デジタル社会の実現に向けてデジタル庁をはじめ、各府省庁においてアナログ規制の点検及び見直し等の構造改革の推進や、デジタルの力を活用して地方の社会課題解決や魅力向上を目指す、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、ハード・ソフトのデジタル基盤整備や人材の育成・確保等の取り組みが進められており、デジタル田園都市国家構想交付金等による横断的な支援の実施により、地方におけるデジタル実装の取組が広がってきているところです。

本町では、昨年度に「第7期鹿追町総合計画」の基本構想及び基本計画を見直し、「行政運営の効率化と町民サービスの向上を図るために、デジタル化を推進するとともに、町民の情報格差の解消に努める」としております。また、令和3年度（2021年度）に策定した「鹿追町行財政改革大綱」においても「ICTの有効活用」や「電子申請等の推進」など

を取り組み事項として掲げ、マイナンバーカードや情報発信アプリミジカの普及啓発に努めているところです。

まず、1点目の「鹿追町の自治体DXの今後の計画について」であります。総務省から、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が示され、地方公共団体自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、町民の利便性の向上や業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

デジタル技術への変革が急速に求められる中、町民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要であり、本町においても行政のデジタル化を推進すべく、令和4年度（2022年度）にキャッシュレス決済を導入し、本年度においては、本議会初日で議決いただきました予算によって「デジタル田園都市国家構想交付金事業」に採択された各種事業の導入に向け、役場一丸となって取り組んでいるところです。

社会環境、国の動向、本町の状況を踏まえ迅速かつ的確・柔軟に対応していくために、デジタル技術を「変革」の手段として活用し、様々な行政サービスや行政運営の抜本的な変革に取り組み、町民や本町とつながる全ての人も含め、一人一人が望む形で行政サービスを受けられる体制が必要であるとの考えを基本として、本年度「鹿追町DX推進計画」の策定を進めてまいります。

次に、2点目の「町公式LINE、情報配信アプリミジカ、マイナンバーカードの普及率について」であります。令和6年（2024年）4月末時点で、町公式LINE登録件数333人、情報配信アプリミジカ登録件数1,565人です。また、マイナンバーカードは、平成30年度（2018年度）から役場職員や町内事業者に取得を促す文書を発出すると共に、地域等に出向く出張受付などに取り組んできたところであり、総務省が公表している令和6年（2024年）4月末時点でマイナンバーカード保有枚数3,682枚、保有枚数率では71.6%となっております。今後も普及啓発を継続し、普及率向上に向けて取り組んでまいります。

3点目の「高齢者を置いてきぼりにしないデジタル化」では、「シニア世代のデジタル化に関する」調査において、「社会のデジタル化」に対し、6割弱が期待している一方で、3割強は期待していないなど、様々な要因によりデジタル意識の差が非常に大きいことが確認されております。一方、「期待する分野」としては「行政サービス」・「医療・ヘルスケア」が多く、「防災・安全安心」・「福祉・介護」については年齢が高いほど期待が強まる傾向に

あり、「社会のデジタル化に期待していない人」であっても日常の生活課題と直結した分野への期待が高い結果が得られております。デジタル弱者をサポートする社会の仕組みの整備とデジタルをデジタルと感じさせない日常生活の中にデジタルの利便性が自然に組み込まれ、習慣化される発想が重要と考えております。

また、デジタルに親しんでいただくため、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)まで、高齢者をはじめとする町民を対象としたスマートフォン教室を開催し、延べ237名の方が参加されております。今後も老人会などに出向いて情報発信アプリミジカやマイナンバーカードの普及啓発を行い、情報格差解消に向けて取り組んでまいります。

国が掲げる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」実現のため、情報通信技術を行政サービスに浸透させることで、町民の方々の生活がより良い方向に進むよう、「鹿追町DX推進本部」における実務者レベルである「DX検討チーム」におきまして、町民視点に立った検討を行ってまいります。

今後も、デジタル技術を戦略的に活用し、町民皆様の利便性の向上、行政サービスの向上、さらには産業や暮らし、行政執行の改革などあらゆる分野におけるデジタル改革に取り組み、安心して便利なデジタル社会を目指して「しかおいDXでウェルビーイングな社会」をキーワードに「デジタル技術でワクワクするまちづくり」の実現に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○5番(山口優子)

御答弁ありがとうございます。御答弁の中にも町民の情報格差のお話がありました。

デジタルを活用できる人は生活満足度が上がる一方で、デジタルを活用できない人はその恩恵にあずかる機会を逃してしまうという情報格差、経済格差の二極化が進んでいくことが課題であると言われております。

行政のシステムが地域住民にメリットがあるデジタル化になったとしても、将来にわたり、その便利なサービスにアクセスできない人はゼロにはならないと考えられる中で、そのデジタル情報格差、そこをサポートしてケアしていくことも行政の重要な役割であると思っております。

高齢者などがデジタルを使わない理由として、必要性を感じない、使い方がわからない、覚えられない、文字が見つらい、困ったときに教えてくれる人がいない、誤操作や詐欺が怖いといったことがあるそうです。ですので、その高齢者の方たちにデジタル活用を勧め

るときに、重要なものだけの情報に絞るということが大事だそうです。

災害の情報や見守りのための健康情報など重要なものだけに絞って、あれもこれも新しい情報を次から次に送らないということもポイントだそうです。たくさんの情報を送り過ぎることでもうそれが嫌になってしまって、かえってデジタルとの距離ができてしまうそうです。

デジタル化を進めることで職員の負担軽減ということがあるかと思いますが、電子申請や施設の予約をデジタル化する。そしてそれを進めるにあたって、紙の手続きや電話予約も併用をするというお話でした。もちろんいきなり電子申請が100%になるとは考えにくいので併用するのは構わないと思うのですが、このデジタルでの申請や予約が大体どのぐらいのパーセントを超えると、職員の負担軽減になるのでしょうか。お伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁。武者総務課長。

○総務課長（武者正人）

御質問ありがとうございます。今ほどの質問なのですが、いろんなデジタルがあると思いますけれども、これが一定程度になったらアナログはやめていいという基準はないと思います。

いろんなサービスをやっている中で、どこかのタイミングで全てデジタル化になるというのは、本当に何年かかるかというのがありますので、そのあたりに関しては今後のいろんな推進計画を作って、デジタル・アナログ併用しながらそのあたりの意見、住民の方の様々な意見を聞きながらタイミングを計っていきいたいなと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい。町民の意見を聞きながらというお話がありました。

町民の利便性ということなのですからけれども、このデジタル化を進めるにあたって町民の利便性が向上するのだという説明を聞きます。

ですが、町民の方は何があれば便利だと思っているのか。町民や高齢者の方の意見を聞いていただきたいと思うのですが、町民や高齢者に使いやすくなるように、町民からの意見というのは聞かないのでしょうか、そこをお伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁。武者総務課長。

○総務課長（武者正人）

はい。今ほどの質問の関係でございますけれども、まず本年度、鹿追町のDXの推進計画を策定するに当たってはまず概要版といいますか、まちの方向性のほうを作っていきたいと考えております。

翌年度以降に今ほど言われた町民の方なのか、事業者様なのか、そのあたりについてはどのような体制でいろいろ意見を聞いていくかをいろいろ検討しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

町民の意見を聞くこととデジタル申請の何パーセントを超えればという基準はないという御答弁だったのですけれども、ある程度の数値の目標を持たないとせっかく費用をかけてデジタル化してもその利用する人が少ないままだと、何のためのデジタル化なのかなと思います。

今、町の公式LINE、そしてミジカというアプリがあります。ミジカに関してはその防災無線が聞き逃したり、風向きで聞こえなかったりということが解消されて、防災無線の情報がすぐ手に入るようになってとても良いということで町民の方からもそういうふう意見をいただいています。私もミジカに関してすごく良いと思っています。

ただミジカとLINEの配信、これは何が違うのかがちょっとよくわからない。正直同じ内容を発信していると思います。今後LINEによる発信を強化するというような説明がありましたけれども、LINEの普及率は今6%、7%ぐらいで、ミジカは30%ぐらいという御答弁だったのですけれども、このミジカとLINEどのように使い分けるのですか。

○議長（上嶋和志）

答弁。武者総務課長。

○総務課長（武者正人）

はい。まずこちらのアプリのミジカの全体的な仕組みとしましては、まず大元に第一段階にアプリのミジカをインストールしていただいて、その中でいわゆるLINEですとかFacebook、メールも含めてなのですけども、そのような配信を希望される方にミ

ジカからそれぞれ枝分かれしていくような仕組みになっております。

その中でLINEのみでそういった情報を友達になって取得するという方もいらっしゃいますけども、今回デジタル田園都市国家構想交付金の内示をいただきました、LINEによる情報発信の強化ということでございますけども、そちらについても今現在、LINEの強化、もしくは今現在導入しているアプリのミジカ同様な機能が得られるのではないかということで、今内容についてワーキンググループで検討しているところでございますので、どちらにしましても、今回の新たなデジタル田園都市国家構想交付金の事業で導入するものについては、そういった普及率向上のためにどういったものがあるのかも含めていろいろ検討してまいりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい。ミジカとLINEの違いがよくわからないのでミジカを登録していれば今のところLINEを登録する必要がないのかなということで、LINEの登録者数がそんなにならぬのかなと思ひています。

ミジカはその防災無線の発信ということでとてもいいと思ひのですが、LINEはせつかくこの双方向に町民からも送ることができるので町民からの相談や意見を町が受信できるというそういう機能があるので、そういうふうには、またはアンケートなど返事が欲しいものを発信するというように使い分けをしないとミジカがあるからLINEは要らぬかなとかLINEがあるからミジカが要らぬかなとなるかと思ひるので、そのあたりも検討いただいているということなので検討いただければと思ひます。

LINEの機能の強化の中で、チャットボットがごみの分別などを回答してくれる。このごみはどのようなふうには捨てたらいいですかと聞くとAIが答えてくれるというものの導入も検討しているということで、そのほかの問い合わせについても、AIが回答するかどうかはそれも検討中というお話であったのですが、ごみの分別はいいのですがそのほかの問い合わせについてはAIではなくて職員の方が直でお返事した方がいいのではないかと思ひます。

電話をしても、その担当者の方がいないので、ちょっと折り返しますということが多いと思ひます。LINEで聞いてもらえれば、3日以内ぐらには返事ができますよとしたほうがLINEで聞きたいという人も結構多いと思ひるのでそういうことも考えていただけ

ればなと思います。

続いてスマホ教室をやっていますというお話なのですが、高齢者の方に情報格差の解消に努めるためにスマホ教室をやっているということでこれはすごく良いことだと思います。スマホとかネットとかデジタルが便利だから、この高齢者の方にも教えてあげたいと思っているわけですが、まずそもそも便利ということがお互いに共有できていない。便利という概念が人によって違うので、それが便利なのかどうかを知ってもらうところからはじめなければいけないと思っています。高齢者の方に限らずなんですけれどもそういうことデジタルを使いこなせていなかったり、できないということが恥ずかしいと思う気持ちがあるらしくそれで困ったときに、身近に聞ける人がいて、仲間と一緒にやる人がいればいいと思います。皆なで分からないなと言い合いながら、ワイワイできることが安心できると思うので、一人でやるというのはなかなか難しいと思います。一緒にできる仲間が必要でちょっと興味を持ったときに、やってみようというように背中を押してくれる仲間であったり、またそういうサービスがあったらいいのかなと思います。

最初は教わっていたという人が、次には教える側になっているというようなそういう循環できるようなかたちが望ましいと思います。70代の方が70代の方に教えるとか、80代の方が70代の方に教えるとか、そういう形で循環ができれば一番望ましいのかなと思います。

もちろん若い人から教えてもいいのですが、若い人から高齢者の方に教えると、若くないからもう無理なんだと言って投げ出してしまうようなことがあるそうなので、「昔は私も分からなかったけど分かるようになったよ」ということで、そういう循環型で高齢者同士に教えられるようなことができればいいと思います。

提案ですけれどもそのときに、教える側にも教わる側にもボランティアポイントというものを付与してあげればいいのかと思います。それでその地域で教えられるようなことができればいいなと思います。スマホ教室ももちろんとてもいいのですが、分からないこととか知りたいことというのは、今教えてほしいので年に1回、スマホ教室があったからというのではなくて日常的に例えば図書館とか平成館とか行けば、いつでも教えてもらえるような環境があればいいなと思います。

そこに専門の職員の方を置かなくても、例えばLINEのやり方だけ教えるというようにすれば、誰でもというところちょっと語弊あるかもしれませんがLINEだけだったら教えるよという方はいっぱいいると思うのでLINEとミジカだけ教えてあげるというよう

なかたちにするると平成館のスタッフが教えてもいいですし、そこにたまたま居合わせた人で教えてもいいよという人がいたら教えるというような、そういうようなやり方はできないかと思うのですがいかがですか。

○議長（上嶋和志）

答弁。草野企画課長。

○企画課長（草野礼行）

はい。ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

御提案をいただきましたスマホ教室、令和3年度（2021年度）から今年度はまだやっていませんけど実施する予定で3年度（2021年度）、4年度（2022年度）につきましては、誰でもスマホ教室という形ではなくて、老人会ですとか、白寿大学また町内の行政区に絞って、直接初級編ですとか入門編ですとかそのようなかたちで実施させていただきました。

令和5年度（2023年度）は全部で12回になりましたけど、それは地域に出向くというよりも、誰でも町民ホール、ウリマックホールとかに行って誰でも参加できるようなかたちで、去年はやらせていただきました。それで先ほど職員が教えることが常にできればいいのじゃないかと話ありましたが、企画のほうで各地域の老人会にも毎回出向いていまして、デジタルの話もするのですけど違う話もするのですが、その際にミジカの登録であったり、LINEの登録であったりのお手伝いはさせていただいていますし、分からないことがあれば役場のほうに問い合わせをいただいて役場のほうの窓口に来ていただいてやっていただけることもありますので、そこで引き続きやっていきたいなと思っています。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい。ぜひ地域で教えられるような環境というのができればいいと思いますし、繰り返しになりますけれども平成館とか図書館とかそういうところでいつでも誰かに相談できるような相談所というようなかたちも併せてあればいいなと思います。

併せて、その高齢者にスマホの基礎知識を教える人を育成するための研修というのがあります。そういう研修も希望の方には受けていただいて、分かりやすい説明ができるようになるというような研修を受けていただくのもいいかなと思います。

それで行政が提供するそのデジタル化、そういうサービスが本当に町民の生活に根付いて町民の生活を豊かにしているのかどうかというところがポイントだと思うのですけれど

も、例えば、住民票の申請がデジタル化になって便利になったと言われても、町民の側からすれば住民票を取るのは3年に1回あるかどうかで町民アンケートも今のペースでいくと8年に1回とかのペースです。

御答弁にありましたようにデジタルの利便性が自然に組み込まれて習慣化されるということが重要だと思うのですが、イベントの予約とか公共施設の予約、そういうこともありますけれども習慣化していくというところには日常的に使うような機能じゃないと慣れていくということもないし、定着していかないと思います。

提案したいのは、町内商品券をデジタル化できないかということです。

北海道がやっていたお米・牛乳子育て応援事業も電子クーポンといって、店でQRコードを読み取って金額を入力するようなやり方でやっていたし、その自治体限定のデジタル地域通貨というものを作って、プレミアム商品券をデジタル化しているという自治体もたくさんあります。

ですが、地域独自のデジタル地域通貨というのよりも、今全国で多くの自治体がやっているのは、元々ある大手キャッシュレス事業者のシステムに乗っかってやるやり方です。去年も東京23区の中で、8か所から10か所ぐらいの自治体がやっていて、今現在も東京の品川区とか全国でもいろんなところでやっています。

キャッシュレス決済ポイント還元事業で20%の付与があります。20%から30%でやっているところもありますけれども、P a y P a yとかd払いとか既存の大手のキャッシュレス決済を使えば、20%から30%還元されるというもので、自治体独自のシステムを作らなくて良いのでコストも抑えられ、町外からのお客さんの利用も見込めます。

鹿追町でも毎年プレミアム付き町内商品券ですとか物価高騰対応の商品券というものを発行していますけれども、これをデジタルにできないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁。武者総務課長。

○総務課長（武者正人）

はい。まずいろいろ御提案いただきましてありがとうございます。

今ほどいただきました例えばP a y P a yですとか大手QRコードで決済できるような仕組み大体ありますけれども、いろいろ今発行しているもので、例えばプレミアム券に関しては目的としてはやはり地域経済の活性化という部分で地域でのみ使えるというのがやはり目的であると思います。

今の仕組みで、例えばQRコードの大手事業者さんに乗ったときに、その地域だけで使えるかというような技術的な部分であったり、様々ないろんな技術的なものがございますので、そのあたりにつきましてはいろいろ研究させてもらう必要があるかなと思っております。

またこういった商店街、町内全体で使えるような仕組みとなると、行政だけじゃなくて、商工業の方々町内全体で理解してもらう必要がありますとともに、一定程度の投資もありますので、そういった部分全体含めながらいろいろ検討していかなければいけないなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい。大手のキャッシュレス決済に乗っかると、地域のみで使えるかどうかということなのですがこれは使えます。その地域で使った場合に20%とか30%付与しますよという仕組みなのでこれはできます。

もちろん商工会とかそのほかの事業者さんの御理解は必要かとは思いますが、店側からしてみれば、印刷したQRコードを店頭に掲示するだけですのでそこまでのお店側の負担というのはないかなと思います。繰り返しになりますけれども日常的にデジタルを使っていくということをしないと、またはデジタルを使うことで得をするというふうになっていかないと、デジタルの普及率というのは上がっていかないと、高年齢の方が思っているお金に関わることとかをスマホでやるのはちょっと怖いなと思っている高年齢の方も、はじめは無くしても別にいいかなと思えるようなボランティアポイントとか、健康ポイントカードのポイントとかそういうまずはポイントカードからはじめてもらってデジタルにすれば得をするのだなというようなキャッシュレス決済も、それから始めればそのデジタルに対する抵抗感も減るかなと思います。

プレミアム付き町内商品券というのをデジタル化するというのが一番普及率向上のために良い方策なのかなと私は思いますし、日本全国で先行事例はたくさんあるので、ぜひ研究して検討していただきたいと思います。

最後に町長をお願いします。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井町長。

○町長（喜井知己）

はい。デジタルを活用した取り組み、今の議論にもあるものもありますし、先ほどの例えば電子申請なども当然それでどれくらいの割合がしていただくかというものももちろん大事ですけれども、利用する側から言えば役場の開庁時間なんか気にしないで土日でも思いついた夜中でもできるという利便性なんかも自分もそんなにいろいろ使っているほうではありませんけれども、例えばインターネットバンキングとかを使ったりすると非常に土日でも何も気にしないでいろいろ使っていけるという利便性はあると思います。

どうしても全てデジタル化に100%にできないというのは、いつまでもそういうことにはどうしてもなってしまうと思いますけれども、職員が処理するもののうち何割かでも減っていけば、それは当然事務改善というのにつながっていくのでデジタル化はそういう面もありますけど、私は時代の流れという面も非常に大事だと思っていて、効率性やそれだけじゃなくて、これはデジタル化してやっていくのが普通だという項目はこれから増えていくと思うのでそういった面も含めて、ただいくらでもお金をかけられるということでもありませんからうまくこういった国の交付金なんかを活用しながらいかに効率的にやっていけるかというのを中心にいろいろこれから検討して進めるものも数多くあるのではないかと考えております。

デジタル地域通貨については、いろいろそういう利便性と合わせて町内事業者の方の取り組みを加速してもらおうということも当然必要であります。プレミアム商品券あるいは物価高騰対応等々、これは1番か2番の目的は町内経済の活性化というのが1番か2番に来る目的でありますので、その目的を失わないようにデジタル技術をどうやって活用して、取り組んでいけるかしっかり研究していきたいと思っております。

あとそれから高齢者の方々に対するスマホ教室等々ですけれども、いずれにしても、まず触ってもらう、やってもらうということから地道にやっていくしかないかなと思っております。どういった場面でもいつあそこに行けば必ず教えてくれという体制がとればそれはそれに越したことはありませんけれども、実現にはいろいろやっぱり考えなくてはならない部分もありますのでそういったことも含めてデジタル化の取り組みについては、一生懸命やっていきたいと思っておりますのでまた御指導いただければと思います。

○5番（山口優子）

はい。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで山口優子議員の質問を終わります。
以上で本日の日程を全部終了しました。
本日はこれで散会します。

散会 13時38分